

(案)



岡 賃 審 第 号  
令和 3 年 8 月 24 日

岡 山 労 働 局 長  
内 田 敏 之 殿

岡山地方最低賃金審議会  
会 長 西 田 和 弘

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

本日貴職から、令和 3 年 8 月 6 日付け岡山県最低賃金の改正決定に係る当審  
議会の意見に対する、労働組合岡山マスカットユニオン 執行委員長 [REDACTED]  
■、岡山県労働組合会議 議長 [REDACTED]、生協労組おかやま 定時職員部会事務  
局次長 [REDACTED]、岡山地域労働組合 執行委員長 [REDACTED] からの異議申出に関し  
意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に  
審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 3 年 8 月 6 日付け答申どおり決定することが適当である。